



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

www.faircongrp.tax
www.faircongrp.com

Japan

Tokyo
Osaka
Nagoya
Fukuoka

Hong Kong

Hong Kong

Vietnam

Hanoi
Ho Chi Minh City

China

Shanghai
Suzhou
Shenzhen
Beijing
Guangzhou
Chengdu

Singapore

Singapore

India

Gurgaon
Chennai
Bangalore

Indonesia

Jakarta

Thailand

Bangkok

Malaysia

Kuala Lumpur

Taiwan

Taipei

Philippines

Manila

Mexico

León

Australia

Melbourne

Germany

Munich
Düsseldorf

United States

New York
Los Angeles
Dallas

Israel

Tel Aviv

New Zealand

Auckland

Netherlands

Amsterdam

United Kingdom

London

マレーシア: Income Tax Rule 2023

Income Tax (transfer pricing) Rule 2023

Income Tax (transfer pricing) Rule 2023

2023年5月29日にIncome Tax (transfer pricing) Rule 2023が施行された

✓ 2023賦課年度（2023年に終了する事業年度）より適用

https://www.hasil.gov.my/media/bksd1zsm/pua165_2023-tp-rule-2023.pdf

NEW ポイント

- ✓ 移転価格文書には作成完了日の記載が必須
- ✓ 移転価格文書には、グループの情報（Schedule 1）、エンティティレベルの情報（Schedule 2）の記載が求められる（費用分担契約が存在する場合はその詳細（Schedule 3）を含む）
- ✓ 移転価格文書における独立企業間価格算定には、算定時に取得可能な最新のデータが用いられるべき（ただ、取引実績の検証には同じ年度の比較データが用いられるべき）
- ✓ ロイヤルティの検証はCUP法若しくは残余利益分割法（無形資産がユニークで価値が高い場合）が適用されるべき。ただし、より高い比較可能性を担保できる場合においては、他の手法の適用も可

Schedule 1

- 法的関係、資本関係、所在地
- ビジネス、製品・サービス、マーケット、競合他社
- サプライチェーン
- ビジネスモデル、戦略
- 営業収益の重要なドライバー
- 産業、マーケット、経済状況
- 機能リスク分析
- 事業再編
- 無形資産に係る情報（リスト、契約、ポリシーなど）
- 金融活動に係る情報（契約、ポリシー、活動状況など）
- 財務情報 など

正確には原文をご参照ください

Schedule 2

- 資本関係図、経営体系、組織図（従業員数の記載要）、経営報告先など
- ビジネスモデル・プラン、戦略、製品・サービス概要、競合、市場・経済・規制の状況など
- 事業再編、無形資産の譲渡
- 関連者間取引に係る情報（製品・サービスの詳細、無形資産の使用状況など）、取引を実施する関連者の情報、取引条件、機能リスク分析、関連者間契約、予想・予算値、取引価格算定方法、ポリシー
- 移転価格算定手法、ベンチマーク分析、財務情報 など

正確には原文をご参照ください



通常マスターファイルに記載される情報についてもローカルファイルへの記載が求められることから、税務申告期限までの情報収集及び作成が必要となり、納税者の負担が増す。余裕を持った作成が必要になる上、所在国においてマスターファイルの作成が義務化されていない親会社は、必要な情報をタイムリーに提供できる準備を整えておくことが必要。



www.faircongrp.com © 2023 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing, Guangzhou, Chengdu / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles, Dallas / ISRAEL - Tel Aviv / NEW ZEALAND - Auckland / NETHERLANDS - Amsterdam / UNITED KINGDOM - London

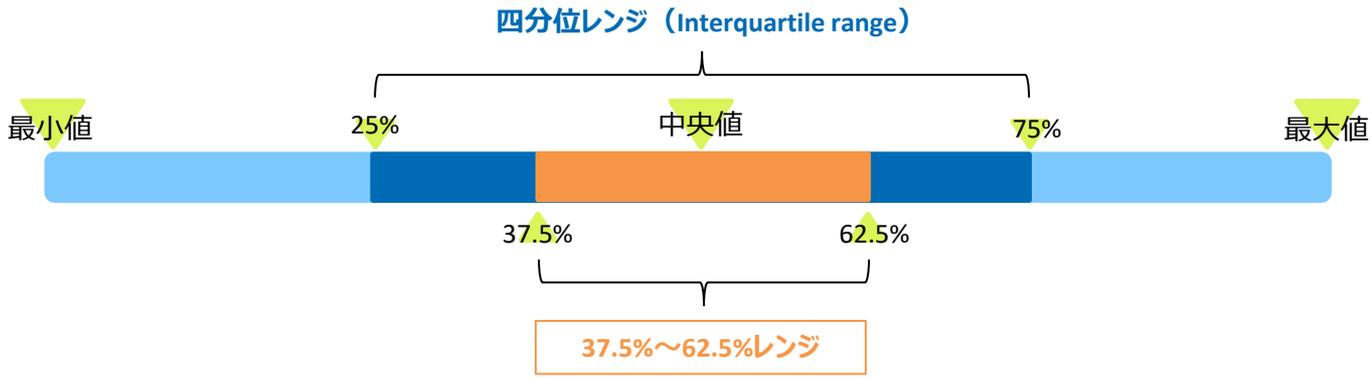
Income Tax (transfer pricing) Rule 2023

2023年5月29日にIncome Tax (transfer pricing) Rule 2023が施行された

✓ 2023賦課年度（2023年に終了する事業年度）より適用

NEW ポイント (Cont'd)

- ✓ 比較可能性が低い場合、または比較可能性の欠陥の定量化、特定、調整がなされていない場合、移転価格の更正には独立企業間利益率レンジの中央値（median）もしくは中央値以上の値が用いられる
- ✓ 独立企業間利益率レンジとは、37.5パーセンタイル～62.5パーセンタイルをいう



レンジの下限値が引き上げられる上、レンジ自体がかなり狭くなる。また、分析の比較可能性が低いことを理由に、中央値や中央値以上の値を適用したIRBの課税が今後増加することが想定される。（2024年5月31日まで修正申告によるペナルティーをゼロとする Special Voluntary Disclosure Programme (SVDP) 2.0*がスタート）YA2023より適用となるため、早急な移転価格ポリシー・価格の見直し、適正利益率までの価格修正などの対応が求められる。

*<https://www.hasil.gov.my/media/i3rex1rs/operational-guidelines-no-22023.pdf>

Income Tax (Advance Pricing Arrangement) Rule 2023

Income Tax (advance pricing arrangement) Rule 2023

2023年5月29日にIncome Tax (advance pricing arrangement) Rule 2023が施行された

<https://www.hasil.gov.my/media/oe2pq3in/income-tax-advance-pricing-arrangement-rules-2023.pdf>

NEW ポイント

- ✓ 確認対象期間は最低3年、最大5年
- ✓ ロールバック（遡及適用期間）は最大3年（税務調査を受けていない、VDを実施していない、など）
- ✓ 事前相談においては、主に以下の情報の提供が求められる（正確には原文をご参照ください）
 - Income Tax (transfer pricing) Rule 2023に基づくローカルファイル
 - 会社名、住所
 - 確認対象取引
 - 確認対象期間
 - 移転価格算定手法
 - 重要な前提条件
 - 財務情報、税務申告データ（3年分）
 - 対象取引からの所得が他の税務当局によって免除されているか否かを示す書面
 - 担当者連絡先
- ✓ 申請費用：RM5,000-RM10,000（タイミングによって異なる）
- ✓ タイムライン：

事前相談

- 確認対象年度開始
1年前まで

IRBMからの通知

- 事前相談後14日以内

APA申請

- IRBMからの通知後6
カ月以内

追加情報の提出

- IRBMの要請から30
日以内

APAの更新

- IRBMの承認（書
面）受領後2カ月
以内



Income Tax (transfer pricing) Rule 2023に基づかない移転価格の運用や文書化が実施されていない場合、最悪申請を受け付けてもらえない可能性があるため、APA申請が想定される場合は、早急な対応が必要となる。

免責事項

■契約の締結が必要である点

本資料は情報提供が目的となっております。実際の業務提供に際しては業務の諸条件を記載した「業務委託契約」の締結が必要となります。

■記載情報の位置づけについて

本資料に記載されている情報は、提供時点における法令等に基づくものであり、将来的に法令等が改廃または変更された場合、弊法人の解釈も変わる可能性があります。また、本資料の内容は税務当局及び裁判所を拘束するものではなく、税務当局及び裁判所が弊法人の意見、解釈に同意することを保証するものではありません。

■開示にかかる留意事項

本資料を貴社関係者以外に開示することは想定しておりません。開示については、貴社の責任においてご判断頂く必要があります。